

議案第45号

白岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

白岡市個人情報保護条例（平成7年白岡町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月26日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。